

分割に関する補足

ぼっこでは、インストラクター養成講座の分割払いには対応しておりませんが、以下の2つの方法のいずれかを用いて、ご自身で分割払いにすることが可能です。

1. クレジットカードによる分割払いについて

- ・メリット

審査が要らずに手軽に行える

- ・デメリット

リボ返済期間が長くなった場合に、利息支払い分が高くなる

ぼっこでは、養成講座のクレジットカード一括払いを承っております。ほとんどのクレジットカード会社で、クレジットカード一括払いしていただいた後、お客様で「あとからリボ」にさせていただくことで可能です。「あとからリボ」の可否や詳細については、ご契約のクレジットカード会社にお問い合わせください。クレジットカード払いされた後、一括でお支払いになったか、あとからリボで分割されたかの情報は、クレジットカード会社様から当社には伝わりません。

このクレジットカードのあとからリボを用いた分割をご利用頂く場合、特別な手続きは必要ありませんので、通常通りウェブからクレジットカード決済を行って下さい。

2. 銀行目的別ローンによる分割払いについて

- ・メリット

金利が低く、長期にわたっても利息返済分を押さえられる

- ・デメリット

融資の審査に書類提出が必要となり、少し手間がかかる

多くの方が銀行の目的別ローンをご利用になり、受講されています。銀行の目的別ローンは、クレジットカード払いの「あとからリボ」に比べて、はるかに金利が安いです。融資期間も最長10年のものもあり、月々の返済額を低く抑えられます。ご卒業後、ヨガイインストラクターとしてのお仕事で無理なくご返済いただける計画を立てやすいです。ほぼすべての場合、余裕ができれば一括返済することも可能です。

当スタジオを受講の方で、融資の実績のある銀行は、

- ・滋賀銀行目的別ローン（ジャストサポート）

<https://mcl.sbk.jp/lp/just/pc/>

があります。滋賀銀行に限らず、多くの銀行で同様の目的別ローンを扱っておられます。審査については、各銀行に直接お問い合わせください。正社員でなくとも、ある程度継続的にご収入があ

る場合は、審査の対象になるようです。審査は、2、3日以内に行われ、早ければ1週間で融資が実行されるようです。

銀行融資のお申し込みに必要な資料を添付いたしますので、是非ご活用下さい。

この銀行融資をご利用の場合、お振り込みでのご対応になりますので、添付の「株式会社ぼっこ 全米ヨガアライアンスRYT200取得プログラム申込書（お振り込み用）」をご記入になって以下の住所までお送り下さい。複写が必要な場合は、ご自身でお願いいたします。振り込みの実行後に、受講契約の成立となります。

<申込書郵送先>

〒520-3024

滋賀県栗東市小柿7丁目8-11 小柿K佳ビル1階

株式会社ぼっこ

ややご面倒とは思いますが、金利の面から、「あとからリボ払い」よりはこの「銀行ローンによる方法」をおすすめしています。直接各銀行にお問い合わせください。よろしく願いいたします。なお、滋賀銀行草津支店様は協力店となって頂いており、株式会社ぼっことして商品の説明を済ませてあります。

銀行融資のお申し込み時に一般に必要なもののリスト

- ・収入証明（50万円以下の融資に関しては不要なことも多いです。）
- ・お通帳・預金お届け印（当該銀行にすでに口座がある場合。もし、現在お付き合いのない銀行で融資を受けられる場合は、その銀行に普通預金口座を作る必要がある場合があります。）
- ・ご本人さまを確認する資料（運転免許証と保険証等）
- ・お使いみちを証明するもの（次ページに必要な情報をまとめてありますが、この封筒に入っている書類をまとめてお持ちになると間違いないと思います。）

その他各銀行によって必要となる書類が別途ある場合がございます。

銀行融資の申請にあたって必要な情報のまとめ

<使い道>

全米ヨガアライアンスRYT200ヨガインストラクター養成講座受講のため。

資格の概要は、

<https://www.yogaalliance.org/>

に記載されています。世界の標準的なヨガインストラクター資格です。

<受講先情報>

商号	株式会社ぼっこ
本店	滋賀県栗東市小柿七丁目8番11号
会社成立の年月日	令和2年1月6日
資本金の額	300万円
代表取締役	中井香菜

会社HP : <https://bokko.co.jp/>

<受講料>

180時間の講義の受講と資格認定料として 39万円（税込）

<講座の情報>

パンフレットを添付します。

詳細HP : <https://ryt-bokko.com/>

<振込口座>

関西みらい銀行(銀行コード0159)

草津支店(店番211)

普通預金

0001365

株式会社ぼっこ

(カ) ボッコ)

2021年全米ヨガアライアンス特別認定オンライン併用RYT200養成講座受講条件書

1. <適用範囲>

1. 株式会社ぼっこ（以下「当社」といいます。）がお客様（以下「受講者」といいます。）との間で締結する全米ヨガアライアンスRYT200取得を主目的としたプログラム（以下「プログラム」といいます。）に関する契約(以下「本契約」といいます。)は、この受講条件書の定めるところによります。
2. 当社は、受講者に対してプログラムの講座を提供します。講座の内容は別に定めます。

2. <契約の申し込みと成立>

受講者が当社に対し本契約の申込をする場合は、同意事項に同意し、受講料の支払いを完了した場合は、その時点で本契約が成立するものとみなします。

3. <拒否事由>

当社は、受講者から本契約の申込があったときにおいて、次に定める事由のいずれかが認められたときは、申込をお断りする場合があります。

1. 受講者が未成年である場合で、本契約の申込について親権者等の同意がないとき。
2. 定員の受け入れ余裕枠や手続き期間に余裕がないなど、客観的に受講が認められる可能性がないことが明らかなとき。
3. 受講者の過去または現在の心身の健康状態がプログラムの受講にあたり不適切であると当スタジオが認めたとき。
4. 受講者の安全を確保できない、あるいはプログラム実施に障害があると判断したとき。
5. 受講者が女性でないと判明した場合
6. その他当社が不当と認めたとき。

4. <プログラム費用>

1. 当社の定めるプログラム費用（税込39万円）とは、RYT200取得プログラム講座費用です。これには、施設利用料と講座費用のみが含まれます。
2. 受講者は、教科書・ヨガマット・ウェア・筆記用具・その他受講に必要な物を各自で準備する必要があります。また、全米ヨガアライアンスへの登録（任意）には別途全米ヨガアライアンスへの登録料（初回申請料50ドル、年会費65ドル（2021年1月現在））が必要となります。（詳しくは、https://www.yogaalliance.org/Credentialing/For_Teachers/RYT_200 をご参照ください。）

5. <補習費用>

受講者は、やむを得ず講座を欠席し、規定の授業を受けることができなかった場合、別コースの講座に参加して、無料の振替受講を行うことができます。しかし、振替受講ができない場合は、個別の補習を受け、修了条件を満たす必要があります。補習の費用は、90分あたり8,000円（税別）です。なお、複数名で補習授業を受けられる場合は、当該費用を参加人数で割った額をお支払いいただきます。

6. <プログラム費用等の支払い方法>

プログラム費用等の支払いは、指定ウェブサイトにおいて、クレジットカード決済もしくは PayPalを用いて行うものとする。

振り込みによって支払うことも出来るが、その場合は別紙「株式会社ぼっこ 全米ヨガアライアンスRYT200取得プログラム申込書（お振り込み用）」を記入の上、株式会社ぼっこに郵送するものとする。

7. <契約後のキャンセル>

本契約成立後、受講者によるプログラムのキャンセルは出来ないものとする。

8. <契約の解除>

当社は次に定める場合、当社は受講者に対し本契約を解除することができます。

1. 受講者が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、当社においてプログラムの目的・趣旨に照らして受講者のプログラム受講が不適当であると判断した場合。
2. 受講者が当社に対し、所定の期日までに必要な費用の支払いを完了しなかった場合。
3. 受講者が所定の期日までに必要な書類の提出がされない場合。
4. 受講者が正当な理由なく、入学式を実施する上で必要な指示に従わない等、本契約を履行するのに困難な事情がある場合。
5. 受講者が当社に提出した申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した場合。
6. 体にタトゥーまたは入れ墨が入っていることが判明した場合。ただし、更衣室も含め、他の受講者から完全に見えないように配慮されるのであればこの限りではない。
7. 受講者が反社会的勢力と関係があることが判明した場合。
8. 宗教の勧誘、商品の販売、政治的活動、また他団体への勧誘等プログラムと関係のない活動をした場合。
9. 受講者が女性でないと判明した場合
- 10.当社がコースの運営に支障をきたすと判断した場合。

10. <知的財産権等>

1. プログラムに関して生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）、その他の権利（以下「知的財産権等」という。）は、当社に帰属するものとします。
2. 受講者は、前項の知的財産権等を侵害してはならず、侵害した場合は損害賠償の責任を負うものとします。

11. <損害賠償義務>

受講者は、故意または過失により当社または第三者に損害を与えた場合は、ただちに当社または当該第三者に対し損害の賠償を行うものとします。ただし、当社が当該賠償を受講者に

代わって行った場合は、当該第三者が受講者に対して有していた損害賠償請求権に代位するものとします。

12. <通学期間>

1. プログラムの通学期間は、オンライン受講を2021年1月10日から2021年12月31日までとし、実習受講を2021年1月、4-5月、7月、9月、2022年1月に開催される実習週間のうち、延べ7日間とする。
2. 怪我、病気、妊娠その他の事由により医師により通学不可と診断された場合は、通学不可である期間が明記された医師の診断書を提出することにより、最長24ヶ月間の通学期間延長を認めるものとします。また、休学、復学手続きは当社が指定する手続きを行うことで認められます。
3. 復学後は、休学前に未修得の科目のみの受講を行い、修了するものとします。当社によるRYT200取得プログラムが廃止になっていた場合は、復学を認められません。
4. 復学の有無にかかわらず、休学による受講料の返金を行わないものとします。

14. <責任範囲>

1. 当社は受講条件書に定めのない一切の事項について、なんら提供または保証の責を負いません。当社が提供するプログラムに関連して第三者が提供する業務、交通、宿泊その他のサービスがあった場合は、それらサービスは当社とは独立に提供されるものであり、当社はその提供について関与しないことに、受講者はあらかじめ同意するものとします。
2. RYT200取得プログラムは資格取得を目的とするものでありますが、実際の取得の可否は出席の状況、認定その他の手続きに従うものであり、資格取得が保証されるものでないことに、受講者はあらかじめ同意するものとします。

15. <免責事項>

1. 当社は受講条件書に明記された義務を当社の故意または過失に基づき履行せず、直接受講者に損害を与えた場合のみ法律上の責任を負担します。従って、以下に定める事項について当社は一切その責を負いません。
 1. 受講者からの必要書類が、あらかじめ指定した期日までに提出されない場合の通学開始の遅延
 2. ハイジャック、事故、交通機関の遅延等による受講者の損害
 3. 天変地異、政変、紛争、テロ、ストライキ、疫病等の不可抗力によって発生した受講者の損害
 4. 受講者が法律、規則を守らず受講者が損害を受けた場合の賠償
 5. 受講者の意思により、プログラム受講を取りやめた場合にかかる費用返金等の責任
 6. 受講者個人の行動による事故やトラブルに対する責任
 7. 受講者の病気や心身の不調による事故の責任
 8. 妊娠されている方は御受講いただけません。万が一、妊娠されている方が受講され、なんらかの事故が起きた場合の責任

2. 受講者の故意・過失、法令・公序良俗などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて受講者個人の負担となります。またそれらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は受講者に損害賠償を請求します。
3. 万一、紛失、盗難、破損等の事故が生じましても、当社では一切の責任を負いません。施設内等での忘れ物や紛失等につきましては一切の責任を負いかねますので、貴重品や所持品は必ずご自身の責任で管理をお願いいたします。なお、忘れ物は、一定期間保管いたしますが、落とし主が現れない場合は処分させていただきますので、あらかじめご了承ください。

16. <個人情報のお取り扱いについて>

受講者からお預かりした個人情報については、以下の通りお取り扱いいたします。

1. 個人情報の収集

お預かりした個人情報は、受講者がご注文なされた商品や情報のお届け、会員制のサービスの登録者か否かの確認、受講者が申し込まれたサービスなどをご提供する際の確認やご案内、受講者への情報提供および受講者との連絡などに使用させていただき、それ以外の目的で使用することはありません。

2. 情報提供の任意性

個人情報を提供するかどうかにつきましては、ご自身で判断をお願いします。ただし、必要な情報をご提供いただけなかった場合には、プログラムを受講頂けませんので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

3. 個人情報の預託

お預かりした個人情報を業務委託のために外部の業者に預託を行う場合があります。その場合には、個人情報の保護について機密保持契約を締結するなど、必要な処理を実施するようにいたします。

4. 個人情報の提供

当社ではお預かりした個人情報を、法令に基づき開示を求められた場合を除き、原則として受講者の許可なく第三者に提供することはありません。

5. 個人情報の確認、訂正について

受講者からの個人情報に関する情報の確認、訂正のご依頼があった場合には、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応させていただきます。その際には下記の窓口まで、文書もしくはe-mailでお申し出頂きますようお願いいたします。

〒520-3024 滋賀県栗東市小柿7丁目8-11 小柿K佳ビル1階

株式会社ぼっこ

電話077-552-7067 email: info@ryt-bokko.com

17. <反社会的勢力の排除>

1. 当社及び受講者は、現在及び将来にわたり、いわゆる反社会的勢力該当しないことを表明し保証します。
2. 当社又は受講者は、相手方が前項の表明・保証に違反することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含むすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

18. <契約内容・約款の変更>

本契約および約款は、事情により予告なしに変更されることがあります。ただし、変更があった場合は速やかに通知を行います。通知後に当社を利用した場合、変更に合意したものとみなします。

19. <権利及び地位の譲渡等>

当社及び受講者は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。

20. <準拠法>

本受講条件書は日本国の法令に従い解釈するものとします。

21. <裁判管轄>

本契約に関する紛争の解決は、大津地方裁判所を専属的合意裁判所とします。

22. <効力発効日>

本受講条件書の内容は、2020年12月12日以降に締結される契約に適用されます。

〒520-3024

滋賀県栗東市小柿7丁目8-11 小柿K佳ビル1階

株式会社ぼっこ

電話：077-552-7067

メール：info@ryt-bokko.com

制定日：2021年1月10日